

国立大学法人熊本大学の中期計画新旧対照表

現 行		変 更 案		変更理由
別表（収容定員）		別表（収容定員）		・教育学部 地域共生社会課程及び生涯スポーツ福祉課程の学生募集停止による収容定員減(80人+160人=240人)のため ・理学部 理学科の収容定員増(40名)のため ・教育学研究科 学校教育実践専攻及び教科教育実践専攻の収容定員減(12人+22人=34人)のため ・教育学研究科 教職実践開発専攻の設置による収容定員増(30人)のため
学 部	文学部 700 人 教育学部 <u>1,160 人</u> （うち教員養成に係る分野 920 人） 法学部 860 人 理学部 <u>760 人</u> 医学部 1,298 人 （うち医師養成に係る分野 690 人） 薬学部 470 人 工学部 2,142 人	学 部	文学部 700 人 教育学部 <u>920 人</u> （うち教員養成に係る分野 920 人） 法学部 860 人 理学部 <u>800 人</u> 医学部 1,298 人 （うち医師養成に係る分野 690 人） 薬学部 470 人 工学部 2,142 人	
研 究 科 等	教育学研究科 <u>94 人</u> （うち修士課程 <u>94 人</u> ） 社会文化科学研究科 191 人 [うち博士前期課程 146 人 博士後期課程 45 人] 自然科学研究科 970 人 [うち博士前期課程 784 人 博士後期課程 186 人]	研 究 科 等	教育学研究科 <u>90 人</u> [うち修士課程 <u>60 人</u> 専門職学位課程 <u>30 人</u>] 社会文化科学研究科 191 人 [うち博士前期課程 146 人 博士後期課程 45 人] 自然科学研究科 970 人 [うち博士前期課程 784 人 博士後期課程 186 人]	

現 行		変 更 案		変更理由
研 究 科 等	医学教育部 392 人	研 究 科 等	医学教育部 392 人	保健学教育部 保健学専攻の収容定員増 (16人)のため
	うち修士課程 40 人 博士課程 352 人		うち修士課程 40 人 博士課程 352 人	
	保健学教育部 50 人		保健学教育部 66 人	
	うち博士前期課程 32 人 博士後期課程 18 人		うち博士前期課程 48 人 博士後期課程 18 人	
	薬学教育部 132 人		薬学教育部 132 人	
	うち博士前期課程 70 人 博士後期課程 30 人 博士課程 32 人		うち博士前期課程 70 人 博士後期課程 30 人 博士課程 32 人	
	法曹養成研究科 0 人		法曹養成研究科 0 人	
	(H28 募集停止)		(H28 募集停止)	
	(うち専門職学位課程 0 人)		(うち専門職学位課程 0 人)	

熊本大学－ 2

(備考)

1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
2. 変更する箇所（現行、変更案両方）にアンダーラインを引いてください。
3. 変更のない項目については記載の必要はありません。
4. 様式は、A 4 横の用紙に横書きとしてください。
5. 新旧対照表の枚数が複数になる場合は、両面印刷（長辺開き）とし、ホチキスはせず、クリップで留めてください。また、ページを記載してください。
6. 国立大学法人法第 3 5 条で準用する独立行政法人通則法第 2 8 条の 4 に基づき、国立大学法人評価の結果を適切に反映させることが必要であり、そのために中期計画を変更する場合は、その旨を変更理由欄に明記してください。

国立大学法人熊本大学の中期計画新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
別紙 Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1. 重要な財産を譲渡する計画 黒髪団地北地区及び南地区の土地の一部（熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号及び同黒髪2丁目40番1号 894.45 m ² ）を譲渡する。 2. 重要な財産を担保に供する計画 病院の施設・設備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、 <u>本荘北地区キャンパスの敷地及び病院の建物</u> を担保に供する。 Ⅸ 剰余金の使途 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	別紙 Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1. 重要な財産を譲渡する計画 黒髪団地北地区及び南地区の土地の一部（熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号及び同黒髪2丁目40番1号 894.45 m ² ）を譲渡する。 2. 重要な財産を担保に供する計画 病院の施設・設備に必要となる経費の長期借り入れに伴い、 <u>本学の敷地及び建物</u> を担保に供する。 Ⅸ 剰余金の使途 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	・本学医学部附属病院は、高度な先端医療を提供する中核病院として、健全経営を維持しつつ診療機能を高め、安全な医療環境の向上を図ることで、地域医療の発展・充実に貢献するため、施設及び設備の整備を計画している。当該整備計画の円滑な資金調達を行うために、本学の敷地及び建物を担保に供することとした。

（備考）

1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
2. 変更する箇所（現行、変更案両方）にアンダーラインを引いてください。
3. 変更のない項目については記載の必要はありません。
4. 様式は、A4横の用紙に横書きとしてください。
5. 新旧対照表の枚数が複数になる場合は、両面印刷（長辺開き）とし、ホチキスはせず、クリップで留めてください。また、ページを記載してください。
6. 国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第28条の4に基づき、国立大学法人評価の結果を適切に反映させることが必要であり、そのために中期計画を変更する場合は、その旨を変更理由欄に明記してください。